

母体保護法の一部を改正する法律案(衆第一七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、都道府県の区域を単位として設立された医師会であつて、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 指定医師を指定する医師会の特例

1 都道府県の区域を単位として設立された医師会であつて、通常の一般社団法人となるもの(2)において「特定法人」という。)について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師(2)において「指定医師」という。)の指定を行わせる。

2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をするることができる。

二 この法律は、公布の日から施行する。